

日生協健保との健診関係の相違点について（被保険者）

健診の種別

	35歳～74歳	40歳、45歳、50歳、55歳～65歳
日生協健保	・生活習慣病予防健診	・人間ドック
協会けんぽ	・生活習慣病予防健診 [40歳、50歳の時のみ、人間ドック相当の付加健診を追加可能] [乳がん検診、子宮頸がん検診は偶数年齢のみ対象（乳がん検診は40歳以上）]	

健診申し込み関連

日生協健保	・事業所もしくは被保険者から契約健診機関に予約して受診。健保組合への申し込みは不要（ただし、任意継続被保険者は必要）。
協会けんぽ	・協会から年度初めに申込書等を送付（受診券はなし）。 ・事業所もしくは被保険者から契約健診機関に予約し、その後、協会けんぽへ申し込みが必要。

自己負担額（消費税率8%の場合）

日生協健保 (平成30年度)	生活習慣病予防健診	5,400円
協会けんぽ (令和元年度)	生活習慣病予防健診	7,038円

協会けんぽの生活習慣病予防健診の流れについて

① 健診の予約

- 協会けんぽと契約している全国の健診機関に直接お申し込みください。契約のない健診機関での受診は全額自費となりますので、ご注意ください。

② 申込書の作成・提出

- 健診機関への申し込みが完了しましたら、事業所にて生活習慣病予防健診申込書を作成し、協会支部に提出してください。申込書の提出がないと協会の補助が受けられません。
- 申込書は手書きのほか、インターネットを活用した方式もございます（次項参照）。インターネットによる申し込みには、協会けんぽの「情報提供サービス」へのご登録が必要となります。

③ 問診票等の受領

- 受診日の1～2週間程度前に、健診機関から問診票や検査キットが送付されます。
- 予約した受診日に受診できなくなった場合など、受診に関する相談は直接健診機関と行ってください。

④ 受診

- 受診日時に保険証、準備済みの検査キット、受診費用を持参のうえ受診してください。費用は当日、直接窓口でお支払いください（事業所でまとめてのお支払いは、健診機関とご相談ください）。
- 病気や都合により受診できなくなった場合は、健診機関にご連絡ください。なお、ご自身の都合で一部の検査を省略することはできません。

⑤ 健診結果の確認

- 受診から2～3週間後に、ご自宅又は事業所に健診結果が送付されますので、ご確認ください。要再検査や要受診がある場合は、必ず受診してください。
- 事業所送付の場合でも個人あての親展となります。事業所として健診結果を把握する場合、本人の同意を得ておこなってください。

インターネットによるお申し込みについて

生活習慣病予防健診のお申し込みは、インターネットでも可能です。ご利用いただくには、協会けんぽの「情報提供サービス」にご登録いただく必要がございます。

ネットでのお申し込みには、申込書の手書きや郵送が不要というメリットがございますので、ぜひご利用ください。

①「情報提供サービス」のIDとパスワードの取得

協会けんぽホームページの「インターネットサービス」から「情報提供サービストップ画面」に進み、「利用申請（事業主）」に必要事項を入力してご登録ください。10日ほどでユーザーIDを郵送いたします。

②対象者一覧表と申込データ等作成支援ツール（Opti）のダウンロード

ユーザーIDを用いて情報提供サービスにログインし、事業所の健診対象者一覧表と生活習慣病予防健診申込データ等作成支援ツール（Opti）をダウンロードしていただきます。Optiはエクセルのマクロを使ったツールです。

③Optiで申込データを編集する

Optiに、②でダウンロードした対象者一覧表を読み込み、予約した健診機関名や健診機関コード等を入力します。データ完成後、「申込データを作成」ボタンを押すことで、アップロードするデータ（MPNC.txt）が生成されます。

④申し込みデータをアップロードする

情報提供サービスにログインし、「健診申込登録」から③で作成したMPNC.txtをアップロードしていただきますと、申し込み完了です。

日生協健保との健診関係の相違点について（被扶養者）

健診の種別

	35歳未満	35歳～39歳	40歳以上
日生協健保	・独自健診なし	・家族生活習慣病予防健診 ・会場巡回主婦健診	・家族生活習慣病予防健診 ・会場巡回主婦健診 ・特定健診
協会けんぽ	・独自健診なし		・特定健診 ・特定健診プラス （差額上乘せ健診）

健診申し込み関連

日生協健保	<ul style="list-style-type: none"> ・ [家族生活習慣病予防健診] 契約健診機関に予約して健保組合に申し込み。 ・ [会場巡回主婦健診] 事業所の担当者を経由して健保組合へ申し込み。 ・ [特定健診] 受診申込書を健保組合に提出し、受診券を発行してもらう。
協会けんぽ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協会から年度初めに特定健診受診券を送付（被保険者住所宛て）。 ・ 契約健診機関に予約して受診。受診時には保険証と受診券を持参。 ※契約健診機関以外への申し込みは不可

自己負担額（消費税率8%の場合）

日生協健保 （平成30年度）	家族生活習慣病予防健診 3,240円 会場巡回主婦健診 3,240円 特定健診 1,080円
協会けんぽ （令和元年度）	特定健診 370円～（エリア等によって異なります） 特定健診プラス 約12,000円（都内の一部契約機関で実施）

留意事項

健診について

- 生活習慣病予防健診のご案内は、通常は毎年3月末ごろにお送りしております（今年度は移
行のため5月にお送りしました）。パンフレット、健診機関一覧表、健診申込書等をお送り
しますので、ご確認の上、健診について従業員の皆様にお知らせください。
- 被扶養者の方には、毎年4月に被保険者様のご住所宛てに「特定健康診査受診券（セット
券）」等をお送りします（ただし、今年度は移行のため7月中旬を予定しています）。なお、
「セット券」とは、特定健診の受診券と特定保健指導の利用券がセットになっているという
意味です。

（※）特定健康診査受診券は、毎年相当数の不通郵便が発生しています。被保険者様の住所
につき、日本年金機構への適正なお届けをお願いいたします。
- 被扶養者向けの「特定健診プラス」は、東京支部でご用意している差額上乘せ健診で、
12,000円程度のご負担で、被保険者向けの生活習慣病予防健診と同等の健診が受診できる
ものです。東京支部と契約をしている都内約160か所の健診機関でお申し込みいただけます
（東京都以外で同様の健診を実施しているところもございます。詳しくは、その健診機関が
所在する道府県の協会けんぽ支部にご確認ください）。
- 任意継続被保険者・被扶養者の健診内容や自己負担額も、事業所でご加入の方と同様です。

特定保健指導について

- 健診の結果、特定保健指導の対象者に該当された方には、協会支部等から特定保健指導に
関する案内をお送りします。一部の健診機関では健診当日に特定保健指導を実施していま
すので、健診当日に案内された場合は積極的に利用するよう、事業所様からご案内くださ
い。
- 案内は「保健指導情報の共同利用」に同意された事業所様あてにお送りいたします。共同
利用の同意について特段の手続きは必要ありません。不同意の場合にのみ、その旨を書面
で提出していただくこととなります（書面は今回のご送付に同封しております）。